

〈資料〉

養子縁組法 2002年

——カナダ B. C. 州——

村 井 衡 平

筆者はこれまで B. C. 州については

家族関係法 1978年

未成年者法 1996年

を紹介したが、本稿では養子縁組法を紹介することとする。

養子縁組法

第1章 前置きの規定

第1条 定義 本法において

“原住民の子”とは

- (a) インディアン法（カナダ）のもとで登記された子
- (b) ニイスガの子
- (c) 12才以下であり、かつ、生物学的な親として
 - (i) 原住民の祖先をもち
 - (ii) 彼自身または彼女自身が原住民であると考えられるか、または、
- (d) 12才以上であり、原住民の祖先であり、かつ、彼自身または彼女自身が原住民であると考えられる

原住民の子を意味する。

“原住民の社会”とは、政府によって指定された原住民の社会を意味する。

“管理者”とは、本法の目的のために縁組紹介所によって指定された紹介所の首席執行役員または他の役員を意味する。

“縁組紹介所”とは、規則に従って免許された社団を意味する。

“生来の父”とは、子の生物学上の父を意味する。

“生来の父”の登記とは、第10条に参照される登記を意味する。

“生来の母”とは、生物学上の母を意味する。

“生来の親”とは、生来の父または母を意味する。

“首席執行官”とは、人口動態統計法のもとの主任行政官を意味する。

“子”とは、19才未満の未婚の人を意味する。

“会議”とは、子の保護および内国養子問題に関する子の保護および努力のための会議を意味する。

“裁判所”とは、B. C. 州内の高位裁判所を意味する。

“指定された代表者”とは、ニイスガ・レイシムス政府、インディアン
の集合体または原始的な集団との関係で使用されるとき、規則に従って
指定された代表者を意味する。

“直接配置”とは、子の生来の親または他の監護者が縁組のために子を、
いずれも子の親族でない1人または2人の成人に縁組のために配置する
ことを意味する。

“ディレクター”とは、政府によって縁組のディレクターとして指名さ
れた人を意味する。

“州外エージェンシー”とは、B. C. 州外に設けられた役員または機関
であり、監護に関する基本的なディレクターに類似する権能をもつ。

“監護者”とは、子の身体の監護者を意味する。

“インディアン集団”とは、インディアン法（カナダ）の中で定義され、
集団委員会を含んでいる。

“ニイスガの子”とは、ニイスガ最終合意におけると同じ意味をもつ。

“ニイスガ最終合意”とは、ニイスガ最終合意法におけると同じ意味を
もつ。

“ニイスガ村落”とは、ニイスガ最終合意におけると同じ意味をもつ。

“公開合意”とは、第59条のもとでなされた合意を意味する。

“配置後のレポート”とは、ディレクターまたは縁組紹介所によって準備された裁判所への報告書を意味する。

“親族”とは、出生または縁組によるある人と他方との関係を意味する。

第2条 本法の目的 本法の目的は、縁組を通じて新しい永続的な家族の絆を準備し、あらゆる局面において、子の最善の利益に最高の考慮を払うことにある。

第3条 子の最善の利益 (1) すべての関連する諸要因は、下記の例を含めて、子の最善の利益を決定するために考慮されなければならない。

- (a) 子の安全
- (b) 子の身体的・情緒的なニーズおよび発達のレベル
- (c) 子の世話が継続することの重要性
- (d) 子が一方の親と積極的な関係をもちながら、家族のメンバーの1人としての場所を確保することの重要性
- (e) 子が生来の親または他の個人ともつ関係の質およびその関係を確保する効果
- (f) 子の文化的・種族的・言語的および家族的な伝統
- (g) 子の見解
- (h) 決定がおくれるときに子に及ぼす影響

(2) 子が原住民の子であるとき、子の文化的同一性を維持することの重要性は、子の最善の利益を決定するために考慮されなければならない。

第2章 縁組へ導く手続

第1節 縁組のための紹介

第4条 縁組のために子を紹介する人 下記の人々が縁組のために子を紹介する。

- (a) ディレクター

- (b) 縁組紹介所
- (c) 本章の規定に従ってその生来の親または他の監護者
- (d) 子が子の親族によって紹介されるときは、生来の親または子に関する他の監護者

第5条 誰れが縁組のために子をうけ入れるか (1) 子は縁組のために成人1人または2人が共同で紹介される。

(2) 将来の養親各自はB. C. 州の住民でなければならない。

第6条 ディレクターまたは縁組紹介所による紹介に先立ち (1) 縁組のために子を紹介するに先立って、ディレクターまたは縁組紹介所は

- (a) 紹介を要求する生来の親または他の監護者に縁組または縁組への代案に関する情報を提供する。
- (b) 紹介を要求する生来の親または他の監護者が子の将来の養親の選出を希望するとき、生来の親または他の監護者に、規則に従って完成されたホームステッドを基礎にして是認される将来の養親に関する状態を提供する。
- (c) 子の生物学的な家族の医学的および社会的歴史に関する可能な限りの情報を入手し、かつ、子に関する情報を保持する。
- (d) 期待される養親に子の生物学的な家族について医学的・社会的な履歴を提供する。
- (e) 子が
 - (i) 縁組の効果について十分に助言をうけたかどうか、さらに
 - (ii) 12才以上であれば、縁組に同意する権利について知らされているかどうかを確認する。
- (f) 第13条のもとで要求される同意を得るための合理的な努力をする。
- (g) 提案されている縁組を
 - (i) たとえ彼の同意が第13条によって要求されていなくとも、生来の母によって子の生来の父とよばれている誰れか、および

- (ii) 提案されている縁組に関する生来の父の登録の中に、第10条のもとに記載されている誰れかに通知すべく合理的な努力をする。

(2) ディレクターまたは縁組紹介所は子を縁組のために将来の養親のもとに配置できるにすぎない。

第7条 原住民集団との話し合い (1) 原住民の子を縁組に配置するに先立ち、ディレクターまたは縁組紹介所は子の配置について、次のとおり合理的な努力をしなければならない。

(a) 子がインディアンの一団のメンバーとして指定された代表者に登記されているか、または登記される権利をもっているかどうか

(a・1) 子がニイスガ・レイシムス政府の指定された代表者をもつニイスガの子であるかどうか

(b) (i) 子が12才またはそれ以上であるときは子

(ii) 子が12才未満のときは、子の将来の親

によって確認された原住民集団の指定された代表者と共に、子がニイスガの子ではなく、かつ、インディアンの1団のメンバーとして登記されていないか、または登記する権利を有していないかどうか

(2) 第1項の規定は

(a) 子が12才以上であり、かつ、問題になっている論議の対象であるとき、または

(b) 子は現に行われている争いの目的である縁組に配置されるべきであると要求する子の生来の親または他の監護者には通用しない。

第8条 直接の配置前 (1) 将来の養親は可能な限り配置の直前に、ディレクターまたは縁組紹介所の規則に従い、子を縁組のために彼等の家庭にうけ入れる意思を表示しなければならない。

(2) 第1項のもとでの通知をうけたのち、できるだけ早く、ディレクターまたは縁組紹介所は

- (a) 子の配置を申し出ている生来の親または他の監護者に縁組または代案の情報を提供し
- (b) 子の生物学的家族の医学的・社会的履歴に関する可能な限りの情報を入手し、かつ、子のために情報を保存し
- (c) 将来の養親に子の生物学的家族の医学的・社会的履歴に関する情報を提供し
- (d) 規則に従い、将来の養親の配置前のアセスメントを準備し
- (e) 配置前のアセスメントのコピーを将来の養親および生来の親または子の監護者に手渡し、かつ
- (f) 子が
 - (i) 十分に成熟しているならば、縁組のための配置について助言されているかどうか、および
 - (ii) 12才またはそれ以上であれば、縁組に同意する権利について通知されているかどうか

確認しなければならない。

第9条 直接配置のための諸条件 将来の養親は、直接の配置によって子を受容することができるが、ただ、子を彼等の家庭に受け入れる前に

- (a) 子を配置する生来の親または他の監護者がディレクターまたは縁組紹介所によって準備された配置前のアセスメントのコピーを受け取る。
- (b) 将来の養親は、子の生物学上の家族の医学的・社会的な歴史に関する情報のコピーを受け取る。
- (c) 将来の養親は第13条のもとで要求される同意を得べく合理的な努力をし、かつ、
- (d) 将来の養親は
 - (i) 生来の母によって生来の父とよばれる人が第13条のもとで彼の同意が要求されておらず、かつ、

- (ii) 将来の縁組に関する生来の父の登記簿の第10条のもとで登記されている誰れかに

将来の縁組を通知すべく合理的な努力をした

場合に限られる。

第10条 生来の父の登記 (1) 生来の父は規則に従い、提案された縁組の通知を受理する旨を生来の父の登記簿に登録することができる。

(2) 生来の父の登記簿に登録された人への通知は、規則に従い、登記簿に登録されている住所に送付されることで適切に行われる。

第11条 提案された縁組の通知の免除 (1) 申立により、裁判所は

(a) そうすることが子の最善の利益であること、または

(b) 事情が通知の免除を正当化する

と判断するとき、提案された縁組を生来の父に通知することを免除することができる。

(2) 本条のもとでの申立は、縁組命令の申立と共にすることができる。

第12条 配置の通知 (1) 縁組の目的で子を彼等の家庭にうけ入れたのち14日以内に、将来の養親は書面により、ディレクターまたは縁組紹介所に通知しなければならない。

(2) 第1項の規定は将来の養親が子の親族であるときは、適用しない。

第2節 同意

第13条 縁組に同意しなければならない人

(1) 下記のそれぞれの同意は、子の縁組のために要求される。

(a) 12才またはそれ以上の子

(b) 父

(c) 子の監護者として特定された人

(2) 縁組に同意を与える目的のため、子の父は

(a) 子の出生登録に署名することにより父であることを認めた人

(b) 生来の母と共に子の監護者または共同監護者であった人

- (c) 父であることを承認し、かつ、裁判所の命令または合意により、子の監護権または子との面接権を有している人
 - (d) 父であることを承認し、自発的または裁判所の命令のもとに、子を援助し、扶養しまたは世話をしてきた人
 - (e) 父であることを承認し、生来の母によって子の父と名ざされた人
 - (f) 生来の母によって父と認められ、かつ、生来の父の登記簿に子の父と登記されている人
- (3) 子が「子・家族および社会サービス法」のもとでディレクターの継続的な保護をうけているか、または同法のもとでのディレクターが家族関係法のもとで子の後見人であるとき、唯一、必要とされる同意は
- (a) ディレクターの同意および
 - (b) 第1節のもとで必要とされるときは子の同意

である。

(4) いちど養子とされた子が再び養子とされる場合、そのときに親権および責任が終った人の同意の代わりに、以前の縁組のときに親となった人の同意が要求される。

(5) 子が州外の紹介所によって縁組のために配置され、紹介所がおかれた管轄区域の法律によれば、子の縁組については紹介所の同意のみが要求され、その同意および第1号のもとで要求される同意のみが必要な同意である。

第14条 生来の母の同意 彼女の子の縁組に対する生来の母の同意は、同意が与えられるときに子が生後少なくとも10日を経過したときのみ有効である。

第15条 19才未満の生来の親 19才未満の人は子の縁組に対して法律上有効な同意を与えることができる。

第16条 縁組への同意の型式 (1) B. C. 州に居住する人による B. C.

州の子の縁組に対する同意は、定められた型式により、かつ、定められた文書で支持されなければならない。

(2) B. C. 州における子の縁組に対する同意が B. C. 州外に居住する人によって要求されるとき、本法の目的のための同意は、その人が居住している管轄区域での同意の要件に合致する型式であれば、本法の目的のために充分である。

第17条 同意の免除 (1) 申立にもとづき、裁判所は、そうすることが子の最善の利益であると判断するか、または

(a) 同意を免除される人は、情報にもとづく同意を与えることができない

(b) 同意を免除される人に対し、合理的ではあるが不成功な努力がなされた

(c) 同意を免除される人が

(i) 子を放棄または遺棄した

(ii) 子に対する彼等の親としての義務を満足させるのに合理的な努力をしなかったか

(iii) 子のための世話をすることができないか、または

(d) 他の諸事情が同意を免除することを正当とする

と判断するとき、裁判所は本節のもとで要求される同意を免除することができる。

(2) 第1項の規定にかかわらず、裁判所は子が情報にもとづく回答をすることができないときにのみ、同意を免除することができる。

(3) 本条のもとの命令に先立ち、裁判所はディレクターまたは縁組紹介所によって提出された報告書の中の勧告を考慮することができる。

(4) 本条のもとの適用は、他の誰れにも通知することなく行われ、かつ、本法のもとでなされるすべての他の適用と結びつく。

第18条 ディレクターまたは縁組紹介所による配置以前の合意

(1) ディレクターまたは縁組紹介所が子を縁組のために配置する以前に、

子の縁組に同意した人は

(a) 書面により、かつ

(b) 子が将来の縁組に配置される以前にディレクターまたは縁組紹介所によって監護される

ときにのみ、同意を取り消すことができる。

(2) 書面による取消を受理したのち、できるだけ早く、ディレクターまたは縁組紹介所は縁組に同意したすべての人々に取消の通知をするため合理的な努力をしなければならない。

(3) 同意を取り消す人が同意を与える直前に子の世話および監護をしていたとき、子はディレクターまたは縁組紹介所が書面による取消を受理する直後、できるだけ早く、その人に返されなければならない。

第19条 出生より30日以内の生来の母による同意の取消 (1) 生来の母は子の出生より30日以内に、子がその間に縁組のために配置されていたとしても、取消が

(a) 書面でなされ、かつ

(b) 30日の終了以前にディレクターまたは縁組紹介所によって受理されるとき、縁組の同意を取り消すことができる。

(2) 書面による取消の受理後、できるだけ早く、ディレクターまたは縁組紹介所は

(a) 取消の通知を将来の養親に通知し、かつ、

(b) 縁組に同意した他の人に取消を通知する合理的な努力をしなければならない。

(3) 子は、将来の養親が取消の通知をうけたのち、できる限り早く、生来の母に返されなければならない。

第20条 子の同意の取消 子は縁組命令の以前、いつでも縁組への同意を取り消すことができる。

第21条 B. C. 州以外でなされた合意の取消 (1) 他州の法律のもとで B. C. 州の子の縁組に与えられた同意は、同州の法律に従って取り消

されることができる。

(2) 第1項の規定は、縁組命令がなされる以前のいつでも、第20条のもとで同意を取り消す権利を制約することはない。

第22条 配置後の同意の裁判所による取消 (1) 子が縁組のために配置されたのち、子の縁組への同意は、裁判所により、または第19条、20条または21条に従ってのみ取り消される。

(2) 縁組への同意を取り消すための裁判所への申立は、縁組命令がなされる以前にのみすることができる。

(3) 縁組への同意を取り消すための裁判所への申立のコピーは、縁組に同意したすべての人に送達されなければならない。

(4) 申立にもとづいて、裁判所はそうすることが子の最善の利益であると満足するとき、同意を取り消すことができる。

(5) 偏見がないという要件を欠くことは、裁判所が縁組の同意を無効とする原因ではない。

第3節 世話、監護および後見

第23条 ディレクターまたは縁組紹介所への世話および監護に譲渡

子を世話し監護する生来の親は、書面により世話および監護を

(a) 子が縁組のためにディレクターまたは縁組紹介所によって配置され、かつ

(b) 将来の親が子の縁組に同意する以前に

ディレクターまたは縁組紹介所の管理者に移転することができる。

第24条 ディレクターまたは縁組紹介所が後見人になるとき (1) 子の縁組についての同意が、子を縁組のために配置することを請求した生来の親または他の後見人に与えられるとき、ディレクターまたは縁組紹介所の管理者が、縁組命令がなされるか、または同意が取り消されるまで、子の後見人となる。

(2) 第1項のもとでディレクターまたは縁組紹介所が子の後見人となる

とき、公的後見人および受託者が子の不動産の後見人となる。

第25条 ディレクターまたは縁組紹介所による世話および監護の移転

ディレクターまたは縁組紹介所が第23条のもとで子の世話および監護または第24条のもとで子の後見人であるとき、ディレクターまたは遺産管理人は

- (a) 子の世話および監護を将来の養親に移転するか、または
- (b) 子を世話人に託す

ことができる。

第26条 世話および監護を直接配置縁組に移す 第8条および第9条

の条件が充たされたのち、子の生来の親または他の後見人は、書面により、子の世話および監護を将来の養親に移すことができる。

第27条 世話および監護の内容 (1) 本条において、“健康管理”と

は治療的・予防的・緩和的・診断的美容整形または他の関連する目的のためになされるものを意味し、一連の健康管理を含む。

(2) 本法のもとで子の世話および監護をする人は

- (a) 健康管理業者が子を検査するのを許可し、かつ
- (b) 健康管理業者の意見によれば、健康管理がなされるべきであるとするとき、子のために必要な健康管理に同意し

(3) 本法のもとで子の世話および監護をする人は、子が学校・社会およびレクリエーション活動に参加するのに同意することができるし

(4) 第2項の規定は、子の健康管理への同意についての児童法第17条のもとで、子の権利に影響を及ぼすことはない。

第28条 子を直接配置する縁組における共同監護 (1) 縁組への同意

が直接配置によって子を配置する生来の親または他の監護者によって与えられるとき、合意のなかで指名された将来の養親は、生来の親または同意のなかで指名された他の監護者と共に子の共同監護者となる。

(2) 共同監護は

- (a) 縁組命令がなされ

- (b) 縁組への同意が本章のもとで取り消され
- (c) 裁判所が将来の共同監護者としての養親の身分が終了したと宣言するときに終了する。

第3章 裁判所の手続

第29条 縁組の申立をする人 (1) 1人または2人の成人は裁判所に対し、本条に従って子の縁組を請求することができる。

(2) 1人の成人は裁判所に対し、子の生来の親と共同で子の親となることができる。

(3) 各申立はB. C. 州の居住者でなければならない。

第30条 幼児の見解 (1) 7才以上で12才未満の子に関する縁組命令を裁判所に申し立てるに先立ち、申立人は規則に従って許可された人が子と面会し、第2条のもとでの書面による報告書を作成できるように準備をしなければならない。

(2) 報告書は子が

(a) 縁組が何を意味するのかを理解し、かつ

(b) 提案されている縁組および子の姓の変更について何らかの見解をもっていること

を表示しなければならない。

第31条 申立の通知 (1) 縁組命令の申立は審理される日の少くとも30日以前に、申立人が下記のような書面による申立の通知を

(a) 子が申立人の許に直接に配置されているか、または子の親族以外の人によって縁組のためにB. C. 州に連れてこられたならば、ディレクターまたは縁組紹介所に

(b) 裁判所の命令により、または家族関係法のもとでの命令として強制できる命令により、子に面接する権利を有する人に

しなければならない。

(2) ディレクターへの通知には、第32条のもとで裁判所に提出される資

料または書面を伴わなければならない。

第32条 要求される書面 縁組命令がなされるに先立ち、下記の書面が裁判所に提出されなければならない。

- (a) 縁組に要求されるすべての同意または同意を免除する命令もしくは同意の免除についての申立
- (b) 子の出生登録またはもしそれが入手できないとき、子の出生に関する事実の満足のいく証拠
- (c) 子が7才以上で12才未満のとき、第30条に従って準備された子の見解を示す報告書のコピー
- (d) 第33条のもとで要求されるとき、配置後の報告書
- (e) 規則によって要求される追加的な情報

第33条 職業紹介報告書 (1) ディレクターまたは縁組紹介所が第31条のもとで通知をうけるか、または子を縁組に配置したとき、ディレクターまたは縁組紹介所は裁判所に

- (a) 縁組命令がなされるべきか、なされるべきでないかの勧告をするには情報が不十分である旨の陳述
- (b) 規則に定められた情報

を含む配置後の報告書を提出しなければならない。

(2) ディレクターまたは縁組紹介所は裁判所に

- (a) 裁判所が提案される縁組が子の最高の利益であるかどうかを決定するのに必要と考えられる他の証拠または情報、および
- (b) 第35条の6カ月の居住の要件を含む縁組に関するいくつかの争点についての勧告

第34条 裁判所が命じた報告書 裁判所はディレクターに対し、縁組命令の申立に関して裁判所が必要と考える事項を調査するよう要求することができる。

第35条 縁組命令 (1) 配置後の勧告書および第32条、第33条または第35条のもとで提出された他の証拠を考慮したのち、裁判所は

(a) 子は縁組の審理の日以前、少なくとも6カ月間、申立人と同居しており、かつ

(b) 申立人によって養子とされることが子の最善の利益であると満足するとき、縁組命令をすることができる。

(2) 配置後の報告書が申立の審理の日より3カ月以前に完成していたとき、申立人が裁判所にディレクターまたは縁組紹介所が報告書を承認または修正する書面による証明書を提出するまで、縁組命令はなされない。

(3) 裁判所はディレクターまたは縁組紹介所によってなされたなんらかの勧告を考慮したのち、居住要件を変更または免除することができる。

第36条 姓の変更 (1) 縁組命令の申立人は裁判所に対し、子の名または家族名の変更を請求することができる。

(2) 申立人による請求の場合、裁判所は縁組命令の中で子の名または家族名を

(a) 子が12才以上であれば、子の同意を得て、または

(b) 子が少なくとも7才以上、かつ、12才未満のときにのみ変更することができる。

(5) 名の変更に対する子の同意は、裁判所が縁組に対する子の同意を免除したとき、要求されない。

第37条 縁組命令の効果 (1) 縁組命令がなされるとき

(a) 子は養親の子となる

(b) 養親は子の親となり、かつ

(c) 生来の親は子に関する親としての権利および義務を有することを止める。ただし、第2項のもとで生来の親が養親と共同で親であるときは、この限りでない。

(2) 縁組命令の申立が子の生来の親と共同で親となる成人によってなされる場合に、すべての目的のため縁組命令がなされるとき

(a) 成人は子の親として生来の親に加わり、かつ

(b) 子の生来の親の他方は、子の保護に関するいかなる権利および

義務を有することを止める。

- (3) 子が2回目またはそれ以降に養子とされるとき、縁組命令は子、新しい養親および前の養親について、第1節または第2節のもとで、養親および生来の親と同じ効力をもつ。
- (4) 第1項より第3項までの規定は、近親相姦および禁親婚に関する法律の目的のために適用されない。
- (5) ある人と他の人との家族関係は、本条に従って認定される。ただし、本法または他の法律がとくに出生による近親者と縁組による近親者を特別に他の方法で規定したり、または区別するときは、この限りでない。
- (6) 縁組命令は、縁組命令の日以前に養子に与えられた財産上の利益または養子の権利に影響を及ぼすことはない。
- (7) 縁組命令は子の有する原住民の権利に影響を及ぼすことはない。

第38条 縁組命令または合意の効果 (1) 面接命令がなされるとき、養子の面接に関する命令または合意は終了する。ただし、裁判所が第2項のもとで別の定めをするときはこの限りでない。

- (2) 裁判所は子の最善の利益のために
 - (a) 家族関係法のもとでの命令として強制できる面接命令または面接の規定は終了しない旨を命令し、かつ
 - (b) 面接命令は規定を変更することができない。

第39条 面接命令の通知 (1) 縁組命令がなされるとき、ディレクターまたは縁組紹介所は、子を養子とするために配置することを要求した生来の親または他の監護者に対し、子が養子とされる旨を通知すべく合理的な努力をしなければならない。

- (2) 第1項の規定は、生来の親または他の監護者が通知をうけることを希望しないときは、適用しない。

第40条 縁組命令が取り消されるとき 縁組命令は

- (a) 控訴裁判所法のもとで許される期間内に控訴裁判所に控訴する結果として、または

- (b) 詐欺の結果として、B. C. 州の高位裁判所が命令を取り消すのが子の最善の利益であると判断するときを除いて、取り消されることはない。

第41条 審理は内密に行われる。本法または他の法律のもとでの縁組のための子の配置に関する命令または該命令に対する控訴は、非公開で行われる。

第42条 生来の親と新しい親が互いの同一性（身元）を知らないとき

(1) 将来の養親の身元が生来の親または子の他の監護者に知れないとき、将来の養親の身元は

(a) 子に関する本法または他の法律のもとでの申告または

(b) 該命令に対する控訴

に関連して、生来の親または他の監護者に送達されてはいけない。

(2) 生来の親または他の監護者の身元が養親に知れないとき、子は子の出生登録の番号による縁組によってのみ確認することができる。

(3) 生来の親または子の他の監護者の身元および将来の養親または養親が互いに知れないとき、裁判所は彼等の身元または彼等の身元を示すなんらかの情報は、どの証書でどのような方法でももらすことのないよう、命じることができる。

(4) 第3項の規定は、本法または他の法律のもとでの縁組のための子の配置に関する命令またはかかる命令に対する控訴の申立の裁判所での審理に適用する。

第43条 裁判所のファイルの信頼性 本法の下での命令の申立または申立に関連して裁判所にファイルされた書面は

(a) 裁判所の命令により、または

(b) ディレクターの請求によってのみ調査される。

第44条 成人の縁組 (1) 1人の成人が単独で、または2人の成人が共同で裁判所に対し、他の成人を養子にすると申し立てることができる。

(2) 裁判所は誰れの同意もなしに縁組命令をすることができる。ただし、

養子とされる人について、裁判所が

- (a) その子が家族のメンバーの1人として申立人と同居し、かつ、自活できるまでまたは成年に達するまで、申立人によって扶養されてきたことについて満足し、かつ
- (b) 縁組の理由が承認されると考えるとき

はこの限りでない。

(3) 成人に関してなされる縁組命令は、子に関してなされた縁組と同様の効力をもつ。

第45条 登記官の義務 (1) 縁組命令がなされたのち、裁判所の登記官は命令のコピーを

- (a) 首席執行官および
- (b) ディレクターまたは縁組紹介所が配置後の報告書を提出したとき

ディレクターまたは縁組紹介所は命令のコピーを送付しなければならない。

(2) 裁判所の登記官は首席執行官に、人口動態統計法のもとで要求される縁組命令に関するなんらかの情報を首席執行官に供給しなければならない。

第46条 慣習による縁組 (1) 申立にもとづいて、裁判所はインディアン種族または原住民社会の慣習によってなされた縁組が本法のもとでの縁組の効力をもつことを承認することができる。

(2) 第1項の規定は、その人のもつ原住民としての権利に影響を及ぼすことはない。

第47条 B.C.州以外での縁組 他州またはカナダ以外の地の法律のもとで行われる縁組は、本質的に本法のもとでの縁組としてB.C.州において有するのと同じ効力を有する。

第4章 州際および国際養子縁組

第1部 ヘーグ条約の適用外の国際養子縁組

第48条 縁組のために子を B. C. 州に連れてくる前に (1) B. C. 州の住民でない子を縁組のために州につれてくるのに先立ち、将来の養親はディレクターまたは縁組紹介所の承認を得なければならない。

(2) ディレクターまたは縁組紹介所は

(a) 子を縁組のために配置する生来の親または他の監護者が縁組に関する情報および縁組への代案を提供された

(b) 将来の養親が子の生物学的家族の医学的および社会的履歴に関する情報を提供された

(c) 将来の養親の家族歴が規則にもとづいて完成され、かつ、将来の縁組が家族歴にもとづいて是認され、さらに

(d) 子が居住する地域において要求される同意が得られたとき承認を与えなければならない。

(3) ディレクターまたは縁組紹介所は、子の生物学的家族の医学的および社会的履歴に関して入手したすべての情報を子のために保存しなければならない。

第49条 例 外 第48条の規定は

(a) 子の親族によって縁組のために、または子の生来の家族と共同で養親となる人によって B. C. 州に連れてこられたか、または

(b) 州外の紹介所による永続的に監護されている子には適用されない。

第2部 国際養子縁組に関するヘーグ条約

第50条 定義 本章において使用される用語は、条約の中の用語および表現と同じ意味を持つ。

第51条 条約は B. C. 州において、法律である。(1) 条約の規定は、

条約が B. C. 州で発効すると同時に B. C. 州の法律の効力を有する。

(2) 第3項および規則に従い、B. C. 州の法律は条約を適用する縁組に適用する。

第52条 中心的な権威 ディレクターは条約の目的のために中心的な権威である。

第53条 外国の団体の権威 州のディレクターによって許可されるとき、契約国で認定された団体が B. C. 州で行動することができる。

第54条 外国において行動する権威 ディレクターは契約国において行動するために B. C. 州で認定された団体に許可を与えることができる。

第55条 縁組に関する改変 (1) B. C. 州の住民による申立により、裁判所は条約の第87条に参照された縁組に本法のもとでの縁組の効果をもたせるために、改変命令をすることができる。

(2) 本条のもとでの命令の申立には、条約の第27条のもとで要求される同意が与えられる旨の証拠が伴わなければならない。

第56条 情報の開示 規則に従いディレクターは、条約に従って子として縁組された成人の起源に関するディレクターの記録中の情報を成人に対して開示することができる。

第57条 条約の認証および発効日 ディレクターは官報の第Ⅱ部に条約の写しおよび条約が B. C. 州で発効する日付を公表しなければならない。

第5章 公表および公開

第58条 定義 本章において

“養親”とは、本法または本法に先立つ法律のもとで子を養子にした人を意味する。

“原文の出生登録”とは

- (a) 人口動態統計法の第13条(a)のもとで維持される登録、または
- (b) 生来の親の名前を示し、縁組の登記を含み、かつ、縁組の結果

としての名前の変更を表示する記録を意味する。

“記録”とは、情報の由来およびプライバシーの保護に関する法律”におけると同一の意味をもつ。

第59条 開放性のある合意 (1) コミュニケーションを容易にし、または関係を維持する目的のため、公開された議論が子の将来の養親または養親および

- (a) 子の親族
- (b) 子と関係を作った誰れか他の人
- (c) 将来の養親または子の兄弟の養親

によってなされることができる。

(2) 公開の議論は

- (a) 子を養子に配置しまたは養子に配置されることに同意した生来の親または他の監護者によってのみなされ、かつ

(b) 合意のもとに生じる論争またはそれに伴う事項を解決する手続を含むことができる。

(3) 子が十分に成熟しているとき、合意がなされる前に子の見解を考慮されなければならない。

第60条 縁組後の開放性 (1) 下記のいずれかが規則に従って、公開の議論をする彼等の権利を示すためにディレクターに登録されることができる。

- (a) 19才未満の養子の養親
- (b) 19才未満の養子の親族

(2) 19才未満の子の養親および子の親族がいずれも本条のもとで登録されたとき、ディレクターは

- (a) 彼等が公開の合意に達するように手助けし、未確認の情報の交換を容易にさせ、かつ
- (b) 彼等が確認された情報の交換を望むとき、他方によって提供された情報の同一性を開示する。

(3) 第2項の規定はまた、19才未満の子の養親およびその子の兄弟の養親が本条のもとで登録されたときにも適用される。

第61条 子の権利の開示 ディレクターは開示が必要なとき、人の同一性を示す情報を開示することができる。

- (a) 子の安全・健康または福祉のため、または
- (b) 子が利益を享受することを許す目的のため

第62条 原住民の子が19才未満のときの開示 (1) ディレクターまたは縁組紹介所は子の最善の利益のため、将来の養親および原住民の子の養親に対し

- (a) インディアンの集合体の名称および場所。(子が集合体のメンバーとして登録されているか、または登録される権利を有しているとき)
 - (b) 原住民の集団の名称および場所(子が原住民の子であり、かつ、子の生来の親がその集団と同一と認めるとき)
 - (c) ニイスガア・リイシムス政府の所在地。(子がニイスガの子であるとき)
- (2) ディレクターは子の最善の利益のため、かつ、子の養親の書面による同意を得て、原住民の子が下記のように接触されることができるよう、身元を確認する情報を開示できる。

- (a) 種族の指定された代表者により、子がインディアン種族の子として登録されているか、登録される権利があるとき
 - (a・1) 子がニイスガの子であるとき、ニイスガ・リイシムス政府の指定された代表者でよい。
- (b) 子が原住民の子であるが、インディアン種族の1員として登録されていないか、登録される権利を有しないとき、
 - (i) 12才以上であれば、子により
 - (ii) 子が12才未満のときは、子の生来の親により

確認される。

第63条 19才以上の養子の開示 (1) 19才以上の養子は首席行政官に対し

(a) 養子の原出生登記

(b) 縁組命令

のコピーを請求することができる。

(2) 申立人が第67条に従うとき、主席行政官は申立人に対し、請求されたコピーを与えなければならない。ただし

(a) 第65条のもとの暴露拒否権が行使されるか、または

(b) 第66条のもとの不接触宣言が検出され、かつ、申立人は同条に引用された計画に署名しなかった

場合は、この限りでない。

第64条 養子が19才以上の場合に生来の親への開示 (1) 養子が19才以上であるとき、養子の原出生登記に生来の親と指名された人は首席行政官に対し

(a) 縁組の表記のある原始出生登記および縁組による姓の変更

(b) 人口動態統計法第12条のもとの出生登記が養子の原始出生登記に代用されたこと

(c) 縁組命令

の1つまたはそれ以上のコピーを主席行政官に請求することができる。

(2) 申立人が第67条の規定に従うとき、首席行政官は請求された記録のコピーを申立人に与えなければならない。ただし

(a) 開示拒否権が第65条のもとの提出されたとき、または

(b) 不接触宣言が第66条のもとの提出され、申立人が同条に参照される約束に署名しなかったとき

はこの限りでない。

(3) 請求された記録のコピーを申立人に交付するに先立ち、主席行政官は養親を確認する情報を消去しなければならない。

第65条 開示の拒否および陳述 (1) 下記の人々はいずれも第63条お

よび第64条のもとで主席行政官に対し、出生証書または他の証書の開示を禁止する書面による拒否を提出することができる。

(a) 本法以前の法律のもとで、18才またはそれ以上で養子とされた人

(b) (a)項に現われた養子の原出生証書に指名された生来の親

(2) 申立人が第67条(a)に従うとき、主席行政官は開示異議を申し立てなければならない。

(3) 開示異議を申立てる人は、それと共に下記の事項を含む書面による陳述を提出することができる。

(a) 身元を確認する情報を開示しないことを求める理由

(b) 生来の親の場合、生来の親および彼等の家族の医学的および社会的履歴に関して引用される情報の概要

(c) その他の関連する非確認的な情報

(4) 記録のコピーを申請する人に開示異議が提出されたことを通知されたとき、主席行政官は開示異議と共に提出された書面による陳述の中の非確認的な情報をその人に与えなければならない。

(5) 開示異議を提出する人は、いつでも、書面により、主席行政官に異議を取り消すことができる。

(6) 第5項により取り消されない限り、開示異議は異議を提出した人の死後2年間継続する。

(7) 開示異議が有効である間は、主席行政官は第63条および第64条のもとで提出された記録の中にあり、かつ、異議を申し立てた人に関するいかなる情報も開示してはならない。

第66条 不接触宣言および陳述 (1) 原出生証書に指名された生来の親が証書に子とよばれる人と接触することを望まないときは、書面による不接触宣言を主席行政官に提出することができる。

(2) 18才以上の養子が出生証書に生来の親とされる人に接触することを望まないときは、書面による不接触宣言を主席行政官に提出することが

できる。

- (3) 第1項または第2項のもとでの申立人が第67条(a)に従うとき、主席行政官は不接触宣言を書類にとじ込まなければならない。
- (4) 主席行政官は不接触宣言をうけた人に対し、出生証書のコピーまたは宣言を提出した人の名義の他の記録を与えてはならない。ただし、申立をする人が定められた型式で約束に署名したときは、この限りでない。
- (5) 不接触宣言に指名され、かつ、第4項のもとでの企てに署名した人は
- (a) 宣言を提出した人と故意に接触し、または接触しようと企てたり
 - (b) 他の人をさそって宣言を提出した人と接触させたり
 - (c) 本法の下で入手した情報を利用して宣言を提出した人と親しくなり、または困らせたり、または
 - (d) 本法の下で入手した情報を利用して、他人をさそって宣言を提出したことを秘密にさせ、または困らせる
- ことをしてはならない。
- (6) 不接触宣言を提出する人は、それと共に、下記の事項を含む書面による陳述を提出することができる。
- (a) 接触されることを望まない理由
 - (b) 生来の親の場合、生来の親および彼等の家族の医学的・社会的経歴に関して利用できる情報の簡単な概略
 - (c) その他の関連する未確認の情報
- (7) 不接触宣言が関連する人に第63条または第64条のもとで出生証書のコピーが与えられるとき、主席行政官はその人に、宣言と共に提出される書面による陳述中の情報を与えなければならない。
- (8) 不接触宣言を提出する人は、その宣言を主席行政官に書面で通知することにより、いつでも取り消すことができる。

第67条 申立人は人口動態統計法に従わなければならない。本法のも

とで主席行政官に申立をする人は

- (a) ディレクターによって要求される本人確認の証拠を提出しなければならない。
- (b) 申立が記録のコピーであるとき、人口動態統計法のもとで要求される費用を支払う。

第68条 ディレクターによる接触 誰れかの健康または安全に影響を及ぼす強制的な事柄のもとで、ディレクターはなんらかの必要な情報を共有または入手するため、下記の誰れかと接触することができる。

- (a) 生来の親
- (b) 生来の親が利用できないときは、生来の親の親族
- (c) 19才以上の養子

第69条 身元を確認するための情報の相互的な交換 (1) 下記の誰れかは、規則に従い、身元確認の情報を交換するためディレクターに登録されることができる。

- (a) 19才以上の養子
 - (b) 19才以上の養子の成年の親族
- (2) 19才以上の養子および養子の親族は両者とも本条のもとで登録され、ディレクターは彼等各自に、他人によって提供された身元情報を通知し、かつ、開示しなければならない。

第70条 情報に対するディレクターの権利 (1) ディレクターはすべての情報について、

- (a) “情報の自由およびプライバシー保護法”に定義された看護および公共団体の支配に関し、さらに
- (b) ディレクターまたは縁組紹介所が本法のためまたは養子の健康および安全のために必要な

情報を入手する権利を有する。

(2) 第1項のもとでのディレクターが権利をもつ情報

- (a) “情報の自由およびプライバシーの保持に関する法律の中に定

義される公共団体の管理または支配に関し、さらに

- (b) ディレクターまたは縁組紹介所が本法または養子の健康および安全のために必要な

情報を入手する権利を有する。

(2) 第1項のもとでディレクターが権利をもつ情報を管理または支配する公共団体は、請求に応じてディレクターに情報を開示しなければならない。

(3) 本条は他のいかなる立法にもかかわらず適用する。

(4) 縁組のディレクターによって要求されるとき、“児童・家族および社会奉仕法”の第91条のもとで定められるディレクターは縁組のディレクターに対し

(a) 本法のもとで得られ、かつ、

(b) 縁組のディレクターまたは縁組紹介所が彼等に本法の第2節・第3節および本法の第61条および第62条のもとで彼等に与えられる権限を行使し、または義務を履行するのに必要な

情報を縁組のディレクターに開示しなければならない。

第71条 調査および再会サービス (1) 第63条または第64条のもとで記録を入手した成人はディレクターに対し、下記の人々の居場所を探するために協力を求めることができる。

(a) 申立人が養子であるとき

(i) 申立人の生来の親

(ii) 申立人の成人の兄弟、または

(iii) 申立人の生来の親が死亡しているとき、申立人の成人の生来の兄弟

(b) 申立人が生来の親であるとき、申立人の成人の養子

(2) 子の縁組に同意の署名をした生来の親はディレクターに対し、子が19才以上であるとき、子の居場所の調査を請求することができる。

(3) 本法または本法に先立つ法律のもとで養子とされた成人の死亡後、

下記の誰れかはディレクターに対し

- (a) 死亡した人の成人の子または成人の孫
- (b) 死亡した人の子が19才未満であるとき、子の生存している親または監護者

の居場所をつきとめるための援助を請求することができる。

(4) 第3項のもとでの申立人は死者の死亡証明書のコピーを用意し

- (a) 死者の生来の親
- (b) 死者の成人の養子とされた兄弟
- (c) 死者の生来の親が死亡したとき、死者の成人の生来の兄弟

の居場所をつきとめるための援助を請求することができる。

(5) 生来の親の死亡後、同人の成年に達した子が本法またはそれ以降の証拠のもとで養子とされたとき、死者の他の成人の子はディレクターに対し、申立人の養子とされた兄弟の居場所をつきとめるための調査をすることができる。

(6) 第5項のもとで申立人は、死者の出生証明書のコピーを提出しなければならない。

(7) 開示異議または不接触宣言を提出した人は、本条のもとで援助を請求する権利を有しない。

(8) 規則に従い、ディレクターは第1号ないし第6号のもとで申立人によって請求された援助を提供することができる。

(9) ディレクターによって居場所を見つけられた人が申立人によって接触されるのを望まないとき、ディレクターはその人の姓名または居場所を見分ける情報を明示してはならない。

(10) ディレクターによって居場所を見い出された人が申立人と契約することを望むとき、ディレクターは彼等が面会しまたは連絡をとるのに援助することができる。

(11) ディレクターは申立人によってある人の居場所を発見するよう請求されたとき、本人が接触をうけることを望まないか、すでに死亡してい

るか、または居場所を発見できないとき、申立人にその旨を通知しなければならない。

第72条 縁組紹介所との情報の共有 (1) ディレクターは縁組紹介所にディレクターの記録中にある情報を、第70条のもとでディレクターによって入手された情報を含め、紹介所が義務を履行し、または本項のもとで紹介所に与えられた権限および機能を行行使することができるようにするため開示することが必要であるとき、これを開示することができる。(2) 縁組紹介所は定められた目的のため以外に、第1項のもとで定められた情報を利用し、または開示してはならない。

第73条 ある情報を利用し開示することの制約 生来の父の登記中の情報および第60条、第69条および第70条のもとで紹介所に提供された情報は、定められた目的以外に利用または開示されてはならない。

第74条 情報の自由とプライバシー保護法 (1) 第2項の規定に従い、第72条および第73条は“情報の自由とプライバシー保護法”の規定にかかわらず適用される。(2) “情報の自由とプライバシー保護法”の第44条(2)および(3)は本法に適用される。

第6章 行政上および法律上の争点

第75条 世話、監護および後見 (1) ディレクターは書面により、子の世話および監護または後見を縁組紹介所に移すことができる。(2) 縁組紹介所の管理者は、書面により、子の世話および監護または後見を他の紹介所のディレクターまたは管理者に移すことができる。

第76条 合意者を作成するについてのミイニスターの権限 本法の目的のために、ミイニスターは下記のいずれかの事項について合意書を作成することができる。

- (a) 原住民社会を代表する集合体または法的統一体
- (a・1) ニイスガの民族またはニイスガの村落

(b) カナダ政府、カナダの州政府またはカナダ以外の地域の政府またはこれらの政府の公務員または代理人

(c) その他の人々

第77条 ディレクターの委任する権限 (1) 第2項、3項および法律に従い、ディレクターはその権限、義務または権能の一部をある人または1団の人々に、本法または規則のもとで委任することができる。

(2) 権限、義務または権能の委任は書面によらなければならないが、かつ、ディレクターが得策と考える条件または期限を付けることができる。

(3) 協定の目的を達成するための中心的な権威としてのディレクターの権限の委任は、協定に従わなければならない。

第78条 記録の点検 (1) ディレクターによって授権された人は、正常の業務の時間内に、以下に定める1つ以上のことをすることができる。

(a) 縁組紹介所の構内に立ち入り、記録を点検し、紹介所が本法および許可書の定める規定および条件に従うとき、スタッフと面会することができる。

(b) 調査のために記録を提出するよう請求し

(c) その受取証を与え、コピーを作成するために記録を建物から移動する。

(2) 記録を移動する人は、移動から合理的な時間内にそこから移動した建物に返送しなければならない。

第79条 責任からの保護 なにびとも

(a) 本法により、または本法のもとで与えられた権限、義務もしくは権能または

(b) 本法により、または本法のもとで権限、義務もしくは権能を与えられた人の利益のため、またはその指揮のもとでの権限、義務もしくは権能

の行使もしくは遂行、または故意の行使もしくは遂行に際して、善意でなされたか、省略されたことについて、個人的な責任を負わされない。

第80条 財政的な援助 規則に従い、ディレクターは

(a) 養子をすることを望む人またはディレクターによって縁組のために配置された子を養子にする人に財政的な援助または他の援助を提供することができる。

(b) 提供された援助を再調査し、変更し、または終了させる。

第81条 他の法律を参照すること 子が2人の成人によって養子とされるとき、または親となる1人の成人が子の生来の親と共同で親となるとき、子の父および母または子の父もしくは母は、その子に関して

(a) 子の養親である2人の成人もしくは彼等の一方もしくは他方に対し、または

(b) 子の生来の親および生来の親と共同もしくは彼等の一方もしくは他方と共同で

保証人とよまれる。

第7章 犯罪および刑罰

第82条 法令違反の配置が必要 (1) 人はそうすることが第4条で許される場合を除き、縁組の目的で子を配置し、または配置すべく準備してはならない。

(2) 第4条によりそうすることを許された人は別とし、人は縁組の目的で彼等の家庭に子を受け取ってはならない。

(3) 人は第8条(1)に従い、かつ、第9条のもとで子を受けとることが許される場合は別と別とし、直接の配置によって子を彼等の家庭に受け取ってはならない。

(4) 本条に違反する人は犯罪を犯しており、5,000ドル以下の罰金に処せられる。

第83条 州内または国内縁組要件に違反するとき 第48条(1)に違反する人は犯罪を犯しており、かつ、5,000ドル未満の罰金に処せられる。

第84条 縁組のために支払い、または支払いを受けること (1) 人は

直接または間接を問わず

(a) B. C. 州の内外において、縁組の目的で子を獲得し、もしくは獲得するのに手助けをし、または

(b) B. C. 州の内外において、縁組の目的で子を配置し、もしくは配置の準備をするため

なんらかの支払・報酬を与え、受け取り、または与え、受け取る合意をしてはならない。

(2) 第1項の規定は、以下の場合に適用しない。

(a) 生来の母が将来の養親から規則のもとで許される範囲を越えない費用を受け取っている。

(b) 弁護士が縁組と関連して定められた法的サービスのための合理的な費用を受け取っている。

(c) 縁組の主体である子または妊娠もしくは出生と関連のある生来の母に提供された医学的サービスについては、健康管理プロバイダーが合理的な費用および報酬を受け取っている。

(d) 縁組紹介所が規則のもとで許される範囲で費用および報酬を受け取っている。

(e) 規則に定められたその他の人々。

第85条 広告 (1) 人は子の配置または縁組に関連し、いかなる形式または手段を問うことなく、公開し、または公開させようとしてはならない。

(2) 第1項の規定は、下記のそれぞれに適用しない。

(a) 裁判所の命令のもとでの通知の公表

(b) ディレクターによって許された通知の公表

(c) 特定の子に言及することなく、そのサービスのみを広告する縁組紹介所による広告

(d) 縁組配置または縁組の通知

(e) 規則で特定された他の形式による広告

(3) 本条に違反して犯罪を犯し、かつ、最高5,000ドルまでの罰金に処せられる人

第86条 虚偽の陳述をすること (1) 人は下記の申立または申立に関連して、それが虚偽であり、または誤解を招く陳述をしてはならない。

(a) 第10条のもとでの生来の父の登記簿への登記または第60条もしくは第69条のもとでの登記

(b) 出生登記のコピーまたは第63条もしくは第64条のもとでの他の記録のコピー

(c) 第65条のもとでの不開示異議または第66条のもとでの不接触宣言

(2) 本条に違反する人は罪を犯しており、最高5,000ドルまでの罰金に処せられる。

第87条 不接触の約束の違反 第66条(1)に違反する人は罪を犯しており、最高10,000ドルまでの罰金もしくは最高6カ月までの拘禁または双方に処せられる。

第88条 許されない目的のために秘密の情報の公表 第42条(1)または第73条に違反する人は罪を犯しており、かつ、最高5,000ドルまでの罰金に処せられる。

第89条 犯罪法 刑法第5条は本法に適用されない。

第90条 制限期間 本法のもとでの犯罪に関するいかなる手段も、その基礎をなす事実をディレクターが知ったのち3年以上経過しなければ開始されない。

第8章 規則

第91条 一般的規則制定権 (1) 評議会における副総督は“法律解釈法”の第41条に参照された規則を制定することができる。

(2) 第1項の規定に制約されることなく、評議会における副総督は、下記のように規則を制定することができる。

- (a) 本法の目的のもとで、人はいつ B. C. 州の住民と考慮されるのか、されないのかについて
- (b) ニイスガ・リイシイムス政府、インディアンの集合体または原始的な集団の計画的な代表者の指名
- (c) 第8条(1)のもとでいかにして通知がなされるかについて
- (d) ディレクターまたは縁組紹介所によって、子の生来の親または他の監護者に対して、彼等の子が縁組のためにどこに配置されたかを知らせる努力について
- (e) 縁組同意および同意の立証について
- (f) 家族調査、配偶者のアセスメントおよび配置後のレポートについて
- (g) 第30条(2)のもとで報告書を作成する目的で子と面会することを許可される人について
- (h) 第32条のもとで裁判所に提供される付加的な情報について
- (i) 条約がそれに適用される B. C. 州での縁組に同州の法律の適用を制限または変更すること
- (j) 条約の規定に完全な権威を指定すること
- (k) 条約に従って縁組された人の素性に関する情報の開示について
- (l) 開示拒否および不拡張宣言がそれらを彼等自身のために提供することが不可能な人々の利益のために、どのようにして、誰れによって、またどのような事情のもとで提出されることができるのかを特定する
- (m) 第71条のもとでのディレクターによる情報の開示を管理する
- (n) ディレクターに対し、本法の目的のためになんらかの形式の合意をすることを許可し、かつ、これらの合意の内容の1部または全部を規定する
- (o) ディレクターまたは縁組紹介所によってなされた認定の再審理を管理する

- (p) 本法または規則のもとでなんらかの権能，義務または機能を委託するディレクターの条件について
 - (q) 第80条のもとでの財政的な援助または他の援助のための適格性，援助の形式および援助合意に含まれる条項について
 - (r) 将来の養親が生来の親の費用を支払うのを許し，また費用の型式を特定し，これらの費用の額を限定する。
 - (s) 第84条(1)〔縁組のための支払いを禁止する〕から除外される他の人を特定し，または人が第54条(1)から除外される事情を特定する
 - (t) 第85条〔ある広告を禁止する〕から除外される他の広告の形式について
 - (u) 本法のもとでなされる申立，許可，登録または他の事項のための費用の支払いを認定する
 - (v) 本法の目的のための形式，証書または報告書を規定する
 - (w) 本法の規定をより効果的に作用させ，そうすることを阻止する伝統的な困難を取り除くのに必要な事柄について
- (3) 本法の下で規則を制定するに当り，評議会における副総督は，縁組の他の種類または異った部類の人々のために別の定めをすることができる。

第92条 縁組紹介所の規定 (1) 評議会における副総督は，下記のように規定を作製することができる。

- (a) 縁組紹介所としての団体の免許について
- (b) 団体が免許を取得し，それを保持するために，その基本法および細則の内容に関する条件，ディレクター会の構成，ディレクターおよび役員資格，ディレクターの選挙または任命に関する諸条件を特定し
- (c) 縁組紹介所の免許の停止および取消について
- (d) 縁組紹介所が具えるべき標準について

- (e) 縁組紹介所がディレクターに提出すべく要求される情報、書面および報告書の点検について
 - (f) 縁組紹介所によって使用される広告および他の宣伝材料の内容について
 - (g) 記録、計算書または他の書面の縁組紹介所からディレクターへの引渡しについて
 - (h) 縁組紹介所がサービスのために請求する手数料または他の費用の決定および紹介所が特別なサービスのために手数料または費用を請求することの禁止について
 - (i) 縁組紹介所の適切な経営、管理、運営および責任に必要な他の事項について
- (2) 第1項(b)の下で定められた規則が“社会法”の規定と相反するとき、規則が優先する。

第93条 生来の父の登記と他の登記に関する規定 評議会における副総督は、下記のとおり規則を制定することができる。

- (a) 第10条、第60条および第69条の規定のもとで人がどのようにして登記を請求できるかについて
- (b) 本法のもとで登記をした人に通知がなされる方法および第60条または第69条のもとで登記がいつ効力を発生するかについて
- (c) 登記がいかに長く効力を維持するかおよび抹消および移送について
- (d) 本法のもとで登記された人により定められた情報にアクセスできる人および情報の秘密性、安全、処理および開示について
- (e) 生来の父の登記の管理、運営および作用について

第9章 過度的な規定

第94条 先の法律からの移行 通則 本章の規定および第92条(2)(w)のもとで制定された規則に従い、“解釈法”の第35条および第36条は、先

の縁組法の廃止および本法による置き替えによって影響をうけるすべての事項に適用する。

第95条 先の法律の適用 (1) 先の縁組法の廃止に伴い、子が縁組のため、ディレクターまたは生来の親または他の監護者によって将来の養親のもとに配置されるとき、将来の養親による子の縁組について、同法を引続いて適用する。

(2) 先の縁組法の廃止以前に、生来の親または子の他の監護者が子の縁組に同意し、かつ、子が縁組のためにディレクターまたは該法律の廃止後の将来の養親によって縁組のために配置されるとき、同法律は引続いて将来の養親による子の縁組に関するすべての事項について適用される。

(3) 先の縁組法の廃止前に、同法の第3条(2)のもとで申立がなされたか、申立人と血縁のある子を養子としたか、または成人を養子とする申立がなされるとき、同法はその縁組に関するすべての事項について、引続き適用される。

第96条 先の法律のもとでの同意 (1) 先の縁組法の廃止前に与えられたすべての同意は、本法の目的のために有効である。

(3) 本法の第19条は先の縁組法が廃止前に生来の母によって与えられた同意に適用しない。

第97条 先の法律のもとでの家族調査 さきの法律の廃止前に完成された家族調査は

(a) それがディレクターによって完成されたか、または

(b) 家族調査が B. C. 州の社会事業家の登録簿によって承認された人によって完成され、かつ、それが該委員会によって定められた手続の標準に合致している

ならば有効である。

第98条 ディレクターの報告書 先の縁組法の第6条のもとでディレクターによって準備された報告書は、本法の目的のために、配置後の報告書として考えられる。

第99条 拒否権の継続 先の縁組法の廃止前に出生証書に記名された人が、同法第13条3項のもとで接触をうけることを望まないか、同法第13条4項(1)のもとで拒否権を提出するとき、その表示または異議は、この人が第65条のもとで提出した開示異議と同様の効力がある。

第100条 登録の継続 (1) 先の縁組法第13条2項のもとでディレクターに申し立てた人は、同法の第69条のもとで登録されたものとみなされる。

(2) 先の縁組法の第13条2項のもとでディレクターに提出された特定の身元証明および他の情報は、本法の第69条のもとで提出されたものとみなされる。